

(2) 我が国の世界文化遺産の保存・管理等の現状

調査の結果	説明図表番号
<p>ア 世界文化遺産の登録状況</p> <p>我が国では、ユネスコで世界遺産条約が採択されてから 20 年後の平成 4 年に、125 番目の締約国として世界遺産条約を締結した。</p> <p>我が国の世界文化遺産は、条約締結の翌年の平成 5 年に「法隆寺地域の仏教建造物」及び「姫路城」が世界遺産一覧表に記載され、それ以降、27 年 7 月現在で 15 遺産が登録(注 1)されている（そのほか、自然遺産 4 遺産が登録。複合遺産の登録はなし。）。</p> <p>なお、我が国においては、これまで危機遺産リストに記載された遺産はない。</p> <p>(注 1) 当省の調査では、平成 27 年 7 月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を除く 14 遺産を調査対象とした。</p>	<p>図表 1-(2)-①</p>
<p>イ 法的保護の措置内容</p> <p>我が国においては、世界遺産条約を締結する際の関係省庁による検討の結果、世界遺産条約が締約国に求める世界遺産（文化遺産及び自然遺産）の法的保護の措置については、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）等により十分に措置できるとして、新たな国内立法措置は必要としないとされた。</p>	<p>図表 1-(2)-②</p>
<p>このため、我が国の世界文化遺産の構成資産については、主に文化財保護法による指定（国宝、重要文化財、史跡名勝天然記念物等）を受けて保護が図られている。しかし、文化遺産であっても、自然環境が構成資産の価値に含まれているものがあり、そのような遺産については、文化財保護法だけではなく、自然公園法による指定（国立公園及び国定公園）、国有林野の管理経営に関する法律（昭和 26 年法律第 246 号）による国有林野の管理等により併せて保護が図られているものもみられ、構成資産の特性に応じ、世界文化遺産ごとに法的保護の仕組みは多様な状況となっている。</p> <p>また、構成資産を取り巻く広範な区域に設けられている緩衝地帯に適用される法制度についても、統一的なものは存在せず、構成資産の所在する地域の様々な特性に応じ、上記の文化財保護法等以外に、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）、景観法（平成 16 年法律第 110 号）、景観条例などの様々な法令や地方公共団体の条例が適用され、面的な利用・開発規制等の措置が採られている。</p> <p>※ 世界文化遺産ごとの構成資産及び緩衝地帯の法的保護の仕組みについては、資料編参照</p>	<p>図表 1-(2)-③</p>
<p>ウ 国における保存・管理等の取組</p> <p>(7) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の基本方針</p> <p>平成 13 年 12 月に施行された文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第</p>	

調査の結果	説明図表番号
<p>148号)では、「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない」(第7条第1項)とされ、当該規定に基づき、累次にわたり基本方針が定められており、27年には、今後おおむね6年間(平成27年度から32年度)を対象期間とする「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)」(平成27年5月22日閣議決定)(以下「第4次基本方針」という。)が策定されている。</p> <p>第4次基本方針では、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、5つの重点戦略を強力に進めるとされており、世界文化遺産については、重点戦略において初めて言及され、「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」における重点的に取り組むべき施策として、「地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産(中略)への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」とされている。</p>	<p>図表1-(2)-④</p>
<p>(イ) 世界文化遺産の保存・管理等に関する国の事業等</p> <p>i) 世界文化遺産(文化財)に係る国の補助事業</p> <p>文化財保護法では、文化財の管理又は修理は、その所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者。以下「所有者等」という。)が行うこととされているが、重要文化財(国宝含む。)及び史跡名勝天然記念物(以下「重要文化財等」という。)について、その管理又は修理に多額の費用を要し、所有者等がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合は、政府はその経費の一部に充てさせるため、所有者等に対し補助金を交付することができることとされている(第35条、第120条)。また、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件の管理、修理等について市町村が行う措置について、国はその経費の一部を補助することができることとされている(第146条)。</p> <p>これにより、文化庁では、文化財の所有者等が行う管理、修理等の事業に対して、「文化財保存事業費補助金」として年間約370億1,189万円(平成26年度)(注2)を交付しており、このうちの約32億4,507万円が世界文化遺産の構成資産となっている文化財(重要文化財(建造物)、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区)の管理、修理等の事業に充てられている。</p> <p>(注2) 当該文化財保存事業費補助金の年間交付額は、世界文化遺産の構成資産となる重要文化財(建造物)、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物群保存地区に対する交付額だけではない</p>	<p>図表1-(2)-⑤</p> <p>図表1-(2)-⑥</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>く、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などへの交付額を含む。</p> <p>また、文化庁では、地域の文化遺産を活用し、文化振興とともに、観光振興及び地域活性化を推進する活動を支援することを目的として、平成 23 年度から「文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業」を実施している（25 年度からは、「文化遺産を活かした地域活性化事業」に移行。）。本事業は、地域の文化遺産の所有者等により構成される実行委員会等が実施する、ホームページ等の情報発信事業、ボランティア等の人材育成事業、シンポジウム開催等の普及啓発事業等に対し補助金を交付するものであり、一部の世界文化遺産を活用した事業に対しても交付されている。</p> <p>なお、本事業の補助対象は、平成 26 年度までは「地域の文化遺産」（世界文化遺産の構成資産に登録されているものを含む。）とされていたが、27 年度からは、前述の第 4 次基本方針の重点戦略において「登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む」とされたことを踏まえ、地域の文化遺産と世界文化遺産を区分し、世界文化遺産のみを補助対象とした「世界文化遺産活性化事業」が補助事業として別途設定され、同年度には 12 遺産において 20 件の事業（事業予算額計 2 億 1,001 万円）が採択されている。</p>	<p>図表 1-(2)-⑦</p>
<p>ii) 保全状況報告書</p> <p>文化庁は、我が国の世界文化遺産の保存・管理等の状況について把握するため、世界文化遺産が所在する都道府県に対し、「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」（以下「保全状況報告書」という。）により、世界文化遺産ごとに、毎年 3 月 1 日を基準日とした次の事項についての報告を求めている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> ① 資産名称（「法隆寺地域の仏教建造物」等） ② 所在地（都道府県及び市町村名） ③ 世界遺産一覧表への記載年 ④ 顕著な普遍的価値の評価基準 ⑤ 資産の適用種別（記念工作物、遺跡、建造物群の別及び文化的景観の適用の有無） ⑥ 資産に影響を与える要因 ⑦ 保存管理体制の状況 ⑧ 法的保護措置の状況 ⑨ 予算措置状況（予算額） ⑩ 来訪者数の推移 ⑪ その他（世界遺産に関するシンポジウムや式典等、その他特記事項等） </div> <p>この保全状況報告書の報告事項について、文化庁は、世界遺産条約の締約国が 6 年に 1 度行うユネスコの世界遺産委員会への定期報告のデータの蓄積としても活用できるよう、定期報告と報告事項を</p>	<p>図表 1-(2)-⑧</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>合わせているとしている。このため、文化庁は、「⑥資産に影響を与える要因」についても、世界遺産委員会が定期報告で該当の有無の報告を求めている、資産に影響を与える要因の一覧を都道府県に示し、該当する事例がある場合、個別具体的に記述することを求めている。</p> <p>これについて、文化庁では、世界遺産委員会への報告を要する事項を把握することで、世界文化遺産としての顕著な普遍的価値の保全状況が把握できるとしており、保全状況報告書は、文化財保護法に基づくき損の届出などによる個別の重要文化財等の保存・管理の状況の把握と併せ、世界文化遺産の保存・管理等の状況を把握する主要な手段となっているとしている。</p> <p>なお、保全状況報告書は、文化財保護法等の法令に基づくものではなく、「世界遺産一覧表記載資産「保全状況報告書」の提出について（依頼）」（文化庁文化財部記念物課世界文化遺産室長名事務連絡）により、文化庁が都道府県に提出を依頼している。提出された保全状況報告書は、文化審議会世界文化遺産・無形文化遺産部会世界文化遺産特別委員会(注3)で報告されるとともに、当該委員会の会議資料として文化庁のホームページで公開されている。</p> <p>(注3) 世界遺産条約の実施に関し、文化庁として講ずべき施策に関する基本的事項や、世界遺産一覧表に記載されることが相当と思われる資産の候補の選定に関する事項等について調査審議するために設置された特別委員会</p> <p>iii) 国におけるその他の保存・管理等の取組等</p> <p>文化庁以外の関係省庁においては、世界文化遺産の保存・管理等としての特段の業務は実施していないが、世界文化遺産の構成資産及び緩衝地帯には、文化財保護法に基づく文化財だけではなく、国立公園、国有林野、道路・河川等が含まれており、環境省、林野庁及び国土交通省において、それぞれの管理者として一般的に行う維持管理等の業務を実施している。</p> <p>エ 管理計画の策定</p> <p>世界遺産一覧表記載への推薦に際し、世界遺産条約の締約国は、従前から推薦資産の法的保護措置や管理体制を推薦書に記載する必要があったが、前述のとおり、世界遺産委員会は、資産の顕著な普遍的価値の現在及び将来にわたる効果的な保護を担保するため、平成17年に作業指針を改定し、推薦資産の法的保護措置や管理体制の詳細を明示した管理計画(注4)を策定し、推薦書に添付することを求めている。</p> <p>(注4) 複数の資産で構成されている世界遺産の場合には、それらを含む世界遺産全体を対象とした管理計画の策定が求められている。このようなものについて、我が国では、個々の資産の管理計画との区別化を図るため、便宜的に「包括的保存管理計画」という呼称が用いられている。</p>	<p>図表1-(2)-⑨</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>我が国において、最初に管理計画（包括的保存管理計画）の提出が求められたのは、平成16年に世界遺産一覧表に記載された「紀伊山地の霊場と参詣道」であり(注5)、それ以降は、全て推薦の時点で包括的保存管理計画が策定され、推薦書に添付されている。</p> <p>(注5) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の包括的保存管理計画の提出については、推薦、登録の時点では作業指針の改定前であったが、登録が決定した際の世界遺産委員会の勧告において、平成18年2月1日までに包括的保存管理計画を世界遺産センターに提出することが求められた。</p> <p>世界遺産委員会は、平成17年の作業指針の改定以前に世界遺産一覧表に記載されたものについては、遡って管理計画（包括的保存管理計画）を策定することは求めている。</p> <p>しかし、我が国の世界文化遺産のうち、「白川郷・五箇山の合掌造り集落」（平成7年登録）、「古都奈良の文化財」（平成10年登録）及び「琉球王国のグスク及び関連遺産群」（平成12年登録）については、世界遺産一覧表への記載から一定期間が経過し、資産の保存状況、利用実態、周辺環境の変化等に応じた保存管理方策の検討が必要となったことなどの理由により、関係地方公共団体において自主的に包括的保存管理計画が策定されている。また、「姫路城」（平成5年登録）についても、世界遺産の管理計画ではないものの、緩衝地帯との一体性を確保した包括的保存管理計画としての性格も有している「特別史跡姫路城跡整備基本計画」が策定されている。</p>	<p>図表1-(2)-⑩</p>
<p>オ 世界文化遺産の管理体制等</p> <p>我が国における世界文化遺産の管理については、当該世界文化遺産の構成資産の所有者等がそれぞれ管理を行う仕組みとなっているが、複数の資産で構成されている世界文化遺産においては、関係地方公共団体等を構成員とする協議会等が設置され、遺産全体としての各種事業の総合調整や、情報共有等を図っているものもみられる。</p>	<p>図表1-(2)-⑪</p>
<p>このほか、世界遺産（文化遺産及び自然遺産）が所在する都道府県により、世界遺産所在都道府県間の情報交換等を目的として、平成11年4月に「世界遺産関係都道府県主管課長会議」が設置され、世界遺産の保存・継承及び活用を図っていく上で生じた様々な問題について、毎年1回会議を開催することとしている。</p>	<p>図表1-(2)-⑫</p>
<p>また、世界文化遺産に関係する市町村長、世界文化遺産に関連する専門家、地域リーダー、情報・観光関係者等により、平成23年6月に「世界文化遺産」地域連携会議」が設置され、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりの在り方、各種の共同事業実現などについて、毎年1回開催する定例総会等において、情報交換等を行うこととしている。</p>	<p>図表1-(2)-⑬</p>

調査の結果	説明図表番号
<p>なお、国においては、文化庁が、地方公共団体の担当者を対象として、世界遺産委員会の動向を中心とした報告会を開催（平成 27 年度は未開催）しているほか、文化庁、林野庁、国土交通省（又は観光庁）及び環境省が適宜上記の地方公共団体の協議会等にオブザーバー等として出席し、世界遺産の現状等についての情報提供や意見交換などを行っている。</p>	

図表 1－(2)－① 我が国の世界文化遺産の概要

世界文化遺産名	法隆寺地域の仏教建造物		
所在地	奈良県斑鳩町		
推薦年	平成 4 年	登録年	平成 5 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	法隆寺、法起寺		
概要	<p>法隆寺地域には世界最古の木造建築が数多く残っている。法隆寺は、7 世紀初期に創建が始まり、現在の伽藍は西院及び東院と子院群で構成されている。西院は 7 世紀後半から 8 世紀初頭にかけて再建され、東院は 8 世紀前半に建設された。</p> <p>西院の主要建物である金堂・五重塔・中門・回廊は、中国や朝鮮にも残存しない初期の仏教建築様式であり、両院のほかの主要建物は主に 8 世紀から 13 世紀に建てられた。両院の周囲にある子院は 12 世紀頃に建築が始まり、次第にその数を増やした。17 世紀から 18 世紀にかけての建物も多く、日本の仏教寺院建築の変遷をうかがうことのできる文化遺産が集約されている地域と言うことができる。</p> <p>法起寺は 7 世紀に創建されたが、今は 706 年に完成した三重塔のみが残っており、法隆寺西院と同様、初期の仏教建築様式による建物である。</p>		

世界文化遺産名	姫路城		
所在地	兵庫県姫路市		
推薦年	平成 4 年	登録年	平成 5 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p>		
構成資産	姫路城		
概要	<p>木造の建物を配し、石造の城壁と白色の土塀を巡らせる日本独特の城郭の様式は 16 世紀中頃に確立した。姫路城はこの城郭建築の最盛期の遺産であり、17 世紀初頭の日本の城郭を代表するものとなっている。日本の城の中でも、木造の城郭建築群と城壁・土塀から構成される構造物が特に良く残っている。</p> <p>白壁で統一された優美な外観から白鷺城の別称があり、その名でも広く知られている。姫路は西日本の交通の要衝の地にあたり、1600 年に城主となった大名池田輝政が、翌年から 1609 年にかけて、この地にあった古城を廃して新たに城を建</p>		

	<p>造した。現在残る姫路城の構造物や建物はこの時のもので、周囲は内外二重の濠で囲まれている。</p> <p>内濠と高い石垣に囲まれた内郭地域には城柵主要部と城主の居館が造営され、内濠と外濠の間の外郭地域には武家屋敷があった。その外は一般民衆の居住地と商業地からなる城下町であり、その周囲にも濠が巡っていた。内郭地域の城郭建築は当初の姿がほぼ完全に残っており、外郭地域と併せて、整備基本構想のもとに保存・整備が進められている。</p>
--	---

世界文化遺産名	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）		
所在地	京都府京都市・宇治市 滋賀県大津市		
推薦年	平成 5 年	登録年	平成 6 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p>		
構成資産	<p>賀茂別雷神社(上賀茂神社)、賀茂御祖神社(下鴨神社)、教王護国寺(東寺)、清水寺、延暦寺、醍醐寺、仁和寺、平等院、宇治上神社、高山寺、西芳寺(苔寺)、天龍寺、鹿苑寺(金閣寺)、慈照寺(銀閣寺)、龍安寺、本願寺、二条城</p>		
概要	<p>京都は、794年から1868年にかけて天皇が居所をおいた日本の首都であり、武家政権が政治の中心を鎌倉と江戸に移した時期以外、文化・経済・政治の中心として繁栄した。</p> <p>北、西、東の三方を丘陵に囲まれた盆地という地理的特徴を利用して建設された都市であり、中央の平地部では、幾多の兵火に見舞われて火災が頻発し、多くの建物などが失われては再興されるという繰り返しであった。しかし、周辺の高麗部は災害を免れ、起伏に富んだ自然地形を利用して建てられた大寺院や山荘・庭園が、今でも多数残されている。</p> <p>平地部にも東寺や二条城などの大きな規模の記念物や、各種の伝統的な住宅様式を示す町並みなどの文化遺産が、条坊制の中に残っている。8世紀に創建された東寺には、11世紀から19世紀に至る各時代の建物が建ち並び、16世紀に建造された二条城には、広大な敷地に当時の華やかな建物が残っている。</p>		

世界文化遺産名	白川郷・五箇山の合掌造り集落		
所在地	岐阜県白川村 富山県南砺市		
推薦年	平成 6 年	登録年	平成 7 年
評価基準	<p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形</p>		

	態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
構成資産	<small>しらかわむらおきまちちく</small> 白川村荻町地区、 <small>たいらむらあいのくらちく</small> 平村相倉地区、 <small>かみたいらむらすがぬまちく</small> 上平村菅沼地区
概要	<p>白川郷の集落は、大型の木造民家群から構成されている。茅葺きの合掌造りの大きな屋根の下は3～5階から成り、1階は広い居室空間、2階以上は屋根裏部屋の寝室あるいは作業空間となっている。1棟には数十人から成る大家族が住むのが一般的であった。</p> <p>18～19世紀の民家約50棟が集中して残る荻町地域は、山間の田畑の中に位置し、周囲を広葉樹林が囲み、民家は中央の谷筋の方向に平行して棟を並べ、急勾配の茅葺屋根とあいまって、独特の集落景観を構成している。</p> <p>白川郷は本州のほぼ中央の山間部にあり、17世紀末期から江戸幕府の直轄支配下にあった。住民の多くは、農耕の他に山林樹木の伐採・搬出や養蚕を生業とし、民家内の屋根裏部屋では、養蚕の作業なども行われていた。</p> <p>また、「結」と呼ばれる住民の相互扶助組織があり、屋根の葺き替えなどの家屋維持を共同して行う慣習が残っている。居住と作業のための大規模な空間を持ち、大家族が暮らした民家の連なる白川集落は、世界的にもユニークな景観を成している。</p>

世界文化遺産名	原爆ドーム		
所在地	広島県広島市		
推薦年	平成7年	登録年	平成8年
評価基準	(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。		
構成資産	原爆ドーム		
概要	<p>原爆ドームは、広島県の物産の改良増進を図り、産業の発展に貢献する目的で、大正4年4月に建設された広島県物産陳列館で、チェコの建築家ヤン・レツルが設計した。北方の中国山地から広島湾へと流れる太田川が形成したデルタ上、太田川（本川）と元安川の分岐する地点が建設場所選ばれ、その河岸の約2,310㎡を埋め立て、旧広島藩の米倉と民有地を整地して加え、全体で約3,200㎡を敷地として使用していたと言われている。</p> <p>建物は、煉瓦と鉄筋コンクリートで作られた3階建てで、正面中央階段室を5階建てドームとし、一部に地階を有していた。屋根のドーム部分は銅板葺、その他はスレート葺とし、ドーム先端までの高さはおよそ25m、建築面積はおよそ1,002㎡であった。また、洋風庭園や和風庭園も整備されていた。</p> <p>原爆の爆心地からは、北西約160mの至近距離にあり、熱線と爆風を浴びて大破、全焼した。しかし、爆風が上方からほとんど垂直に働いたため、ドーム中心部は奇跡的に倒壊を免れたと考えられている。「原爆ドーム」という呼び名は、建物の頂上天蓋の残骸が傘状になっている姿から、いつ頃からともなく、市民の間から誰ということもなく自然に言い出されたと言われている。</p>		

世界文化遺産名	厳島神社		
所在地	広島県廿日市市		
推薦年	平成 7 年	登録年	平成 8 年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	いづくしまじんじや 厳島神社の建造物群、前面の海及び背後の森林		
概要	<p>厳島神社は、瀬戸内海の島を背後にして、その入江の海の中に木造建物が建ち並ぶ日本でも珍しい神社である。社殿構成は 12 世紀に始まったが、その後焼失し、1241 年に再建された。海に建つ木造建物として過酷な環境下にありながら、歴代政権の厚い庇護に支えられ、古い様式を今日に伝えている。</p> <p>社殿背後の厳島は約 30 km²の島で、特別史跡及び特別名勝に指定されている。古くから主峰である弥山が崇敬の対象となり、島全体が神聖視され、ここに神社が造営されたのもその故であると考えられている。また、厳島の緑濃い森林が海岸線に迫る美しい自然景観は、17 世紀頃から「日本三景」の一つとして称えられてきた。特異な構造をもつ厳島神社はこのような自然景観の中、海に向かって建ち並んでいる。</p>		

世界文化遺産名	古都奈良の文化財		
所在地	奈良県奈良市		
推薦年	平成 9 年	登録年	平成 10 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	とうだいじ こうふくじ かすがたいしや かすがやまげんしりん がんごうじ やくしじ とうしょうだいじ へいじょうきょうあと 東大寺、興福寺、春日大社、春日山原始林、元興寺、薬師寺、唐招提寺、平城宮跡		
概要	奈良は、710 年から 794 年までの日本の首都であり、政治・経済・文化の中心として栄えた。この時代に中国（唐）との交流を通して日本文化の原型が形成さ		

	<p>れた。また、794年に首都が京都へ移った後も、大社寺を中心にした地域が宗教都市として存続し、繁栄した。</p> <p>平城宮は、首都の北部中央に設けた天皇の居所であり、それに行政機関の施設が附属したものである。当時の宮殿や役所などの木造建築の遺構は今でも地下に良好に保存されている。首都とその周辺に造営された多くの社寺は、8世紀のものを始め各時代の建物が残っている。</p> <p>薬師寺・唐招提寺には、8世紀の日本古代建物が残っており、これらは当時の仏教寺院の伽藍を代表するものである。東大寺・興福寺は、主要部分については創建当初のものが失われたが、広大な境内地には8世紀の建物が一部残っている。</p> <p>失われたものの多くは12世紀に再興された。再興に際しては、当時の新しい中国の建築技術が導入され、その代表的建物が東大寺南大門である。また、8世紀に再興された東大寺の金堂は世界最大の木造建物である。春日大社の建物は主に19世紀中頃に再建され、日本の本格的な神社の伝統によって20年ごとの造り替えが繰り返されており、伝統の様式を今に伝えている。</p>
--	--

世界文化遺産名	日光の社寺		
所在地	栃木県日光市		
推薦年	平成10年	登録年	平成11年
評価基準	<p>(i) 人類の創造的才能を表す傑作である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)。</p>		
構成資産	<small>ふたらしんじんじや</small> 二荒山神社、 <small>とうしょうぐう</small> 東照宮、 <small>りんのうじ</small> 輪王寺		
概要	<p>日光は、徳川初代将軍家康の霊廟である東照宮が1616年に造営されて以来、徳川幕府の聖地となった。東照宮は、その後1636年に全面的に大規模な造り替えが行われ、現在の規模・構造になった。さらに、1653年には3代将軍家光の霊廟である大猷院が造営された。</p> <p>また、8世紀以来、日光は男体山を中心とする山岳信仰の聖地であり、山麓や中禅寺湖畔には早くから社寺が営まれていた。</p> <p>東照宮が造営された男体山の東麓には、さきに輪王寺と二荒山神社があり、それらを合わせて大規模に造営された。幕府が総力をあげて造営した建物は、人物・動物・植物などの彫刻を多用し、漆塗や彩色、飾り金具などで華やかに飾られている。</p>		

世界文化遺産名	琉球王国のグスク及び関連遺産群		
所在地	沖縄県今帰仁村・読谷村・北中城村・中城村・うるま市・那覇市・南城市		
推薦年	平成 11 年	登録年	平成 12 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	<small>なきじんじょうあと さきみじょうあと かつれんじょうあと なかくすくじょうあと しゅりじょうあと そのひやんうたきいしもん</small> 今帰仁城跡、座喜味城跡、勝連城跡、中城城跡、首里城跡、園比屋武御嶽石門、 <small>たまうどうん しきなえん せーふあうたき</small> 玉陵、識名園、斎場御嶽		
概要	<p>15 世紀前半に三王国が統一されて成立した琉球王国は、中国・朝鮮・日本・東南アジア諸国との広域の交易を経済的な基盤とし、当時の日本の文化とは異なった国際色豊かな独特の文化を形成した。その特色を如実に反映している文化遺産が城（グスク）である。</p> <p>今帰仁城、座喜味城、勝連城、中城城は、いずれも三国鼎立期から琉球王国成立期にかけて築かれた城である。また、首里城は琉球王がその居所と統治機関を設置するために築いたものである。これらの城壁は、主として珊瑚石灰岩により造営されており、曲面を多用した琉球独自の特色を備えている。さらに、王室関係の遺跡として円覚寺跡、玉陵、識名園（別邸）が残り、王国文化をうかがうことができる。</p>		

世界文化遺産名	紀伊山地の霊場と参詣道		
所在地	三重県尾鷲市・熊野市・大紀町・紀北町・御浜町・紀宝町 奈良県五條市・吉野町・黒滝村・天川村・野迫川村・十津川村・下北山村・上北山村・川上村 和歌山県新宮市・田辺市・かつらぎ町・九度山町・高野町・白浜町・すさみ町・那智勝浦町		
推薦年	平成 15 年	登録年	平成 16 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他</p>		

	の基準とあわせて用いられることが望ましい)。
構成資産	<p>【霊場「吉野・大峯」】吉野山、吉野水分神社、金峯神社、金峯山寺、吉水神社、大峰山寺</p> <p>【霊場「熊野三山」】熊野本宮大社、熊野速玉大社、熊野那智大社、青岸渡寺、那智大滝、那智原始林、補陀洛山寺</p> <p>【霊場「高野山」】丹生都比売神社、金剛峯寺、慈尊院、丹生官省符神社</p> <p>【参詣道】大峯奥駈道<玉置神社を含む>、熊野参詣道<<中辺路<熊野川を含む>・小辺路・大辺路・伊勢路<七里御浜、花の窟を含む>>>、高野山町石道</p>
概要	<p>紀伊山地は、太古の昔から自然信仰の精神を育んだ地であり、6世紀の仏教伝来以降、真言密教を始めとする山岳修行の場となった。中でも、10世紀中頃から11世紀代に成立した修験道は、大峰山系の山岳地帯を中心的な修行の場としていた。また、9～10世紀に広く流布した「神仏習合」思想の聖地としても信仰を集めた。さらに、10～11世紀頃には「末法思想」が流行し、死後に極楽浄土に往生することを願う「浄土宗」が広まった。これに伴って、都の南方に広がる紀伊山地には浄土があると信じられるようになった。</p> <p>このように、この地方の神聖性が重要視された背景には、深い山々が南の海に迫る独特の地形や景観構成などが大きく影響していたと考えられている。</p> <p>このような特有の自然環境に根ざして育まれた多様な信仰の形態を背景として、「吉野・大峯」、「熊野三山」、「高野山」の三つの霊場とそれらを結ぶ「参詣道」が形成された。</p>

世界文化遺産名	石見銀山遺跡とその文化的景観		
所在地	島根県大田市		
推薦年	平成 18 年	登録年	平成 19 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境のふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。</p>		
構成資産	<p>銀山柵内、代官所跡、矢滝城跡、矢筈城跡、石見城跡、大森・銀山、宮ノ前、熊谷家住宅、羅漢寺五百羅漢、石見銀山街道鞆ヶ浦道、石見銀山街道温泉津・沖泊道、鞆ヶ浦、沖泊、温泉津</p>		
概要	<p>石見銀山遺跡は、島根県のほぼ中央に位置し、石見銀の採掘・精錬から運搬・積出しに至る鉱山開発の総体を表す「銀鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」及びこれらを繋ぐ「街道」から成っている。</p> <p>東西世界の文物交流及び文明交流の物証であり、伝統的技術による銀生産を証明する考古学的遺跡及び銀鉱山に関わる土地利用の総体を表す文化的景観とし</p>		

	て、その価値を持っている。
--	---------------

世界文化遺産名	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－		
所在地	岩手県平泉町		
推薦年	平成 18 年、22 年	登録年	平成 23 年
評価基準	<p>(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山		
概要	<p>平泉は、11 世紀から 12 世紀の日本列島北部において、仏教に基づく理想世界の実現を目指して造営された政治・行政上の拠点である。</p> <p>その拠点に存在する 4 つの庭園は、奥州藤原氏により、現世における仏国土（浄土）の象徴的な表現、つまり池泉・樹林・金鶏山頂と関連して仏堂を周到に配置することにより実体化した理想郷の光景として造営された。4 つの庭園のうち 3 つは、神聖な山である「金鶏山」に焦点を合わせており、浄土思想の理想と、庭園・水・周辺景観の結び付きに関する日本古来の概念との融合を例証している。</p> <p>また、浄土庭園のうち 2 つは、発掘調査により発見された多くの詳細事項に基づき復元されたものであり、他の 2 つは現在も地下に埋蔵されたまま残されている。</p> <p>さらに、重厚に金箔を貼った中尊寺の仏堂は、12 世紀から残る唯一のものであり、奥州藤原氏の巨大な富を反映している。</p> <p>かつての巨大な政治・行政上の拠点に存在し、浄土庭園、12 世紀から残存する顕著な仏堂、神聖なる金鶏山との関係を伴う 4 つの寺院仏堂の複合体は、平泉の財力を反映する類いまれなる集合であり、日本の他の都市の仏堂や庭園にも影響を与えた計画・庭園の意匠設計に関する概念を表している。</p>		

世界文化遺産名	富士山－信仰の対象と芸術の源泉		
所在地	山梨県富士吉田市・身延町・鳴沢村・富士河口湖町・山中湖村・忍野村、静岡県静岡市・富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山町		
推薦年	平成 24 年	登録年	平成 25 年
評価基準	<p>(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。</p> <p>(vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。</p>		
構成資産	富士山城（山頂の信仰遺跡群、大宮・村山口登山道、須山口登山道、須走口登山道、吉田口登山道、北口本宮富士浅間神社、西湖、精進湖、本栖湖）、		

	<small>ふじさんほんぐうせんげんたいしや やまみやせんげんじんじや むらやせんげんじんじや すやせんげんじんじや ふじせんげんじんじや</small> 富士山本宮浅間大社、山宮浅間神社、村山浅間神社、須山浅間神社、富士浅間神社 <small>すばしりせんげんじんじや かわぐちあさまじんじや ふじおむろせんげんじんじや おしじゅうたく きゅうとがわけじゅうたく</small> (須走浅間神社)、河口浅間神社、富士御室浅間神社、御師住宅(旧外川家住宅)、 <small>おしじゅうたく おさのけじゅうたく やまなかこ かわぐちこ おしのはっかい てぐちいけ おしのはっかい おかまいけ</small> 御師住宅(小佐野家住宅)、山中湖、河口湖、忍野八海(出口池)、忍野八海(お釜池)、 <small>おしのはっかい そこなしいけ おしのはっかい ちようしいけ おしのはっかい わくいけ おしのはっかい にごりいけ</small> 忍野八海(底抜池)、忍野八海(銚子池)、忍野八海(湧池)、忍野八海(濁池)、 <small>おしのはっかい かがみいけ おしのはっかい しやうぶいけ ふなつたいないじゅけい よしだたいないじゅけい</small> 忍野八海(鏡池)、忍野八海(菖蒲池)、船津胎内樹型、吉田胎内樹型、 <small>ひとあなふじこういせき しらいとのたき みほのまつばら</small> 人穴富士講遺跡、白糸ノ滝、三保松原
概要	<p>富士山は、標高 3,776mの極めて秀麗な山容を持つ円錐成層火山で、南面の裾野は駿河湾の海浜にまで及び、山体の海面からの実質的な高さは世界的にも有数である。古くから噴火を繰り返したことから、霊山として多くの人々に畏敬され、日本を代表し象徴する「名山」として親しまれてきた。山麓には社殿が建てられ、後に富士山本宮浅間大社や北口本宮浅間神社が成立した。平安時代から中世にかけては修験の道場として繁栄したが、近世には江戸とその近郊に富士講が組織され、多くの民衆が大規模な登拝活動を展開した。このような日本独特の山岳民衆信仰に基づく登山の様式は現在でも残っており、特に夏季を中心として訪れる多くの登山客とともに、富士登山の特徴を成している。また、「一遍聖絵」を始め、葛飾北斎による「富嶽三十六景」などの多くの絵画作品に描かれたほか、「万葉集」や「古今和歌集」などにも富士山を詠んだ多くの和歌が残されている。</p> <p>このように、富士山は一国の文化の基層を成す「名山」として世界的に著名であり、日本の最高峰を誇る秀麗な成層火山であるのみならず、信仰の対象と芸術の源泉として、また、文学の諸活動に関連する文化的景観として世界的な意義を持つことから、顕著な普遍的価値を持つと評価された。</p>

世界文化遺産名	富岡製糸場と絹産業遺産群		
所在地	群馬県富岡市・伊勢崎市・藤岡市・下仁田町		
推薦年	平成 25 年	登録年	平成 26 年
評価基準	(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。		
構成資産	富岡製糸場、田島弥平旧宅、高山社跡、荒船風穴		
概要	<p>富岡製糸場と絹産業遺産群は、世界経済の貿易を通じた一体化が進んだ 19 世紀後半から 20 世紀にかけて、高品質な生糸の大量生産の実現に貢献した技術交流と技術革新を示す集合体である。その結果、世界の絹産業の発展と絹消費の大衆化がもたらされた。</p> <p>この技術革新は、製糸技術の革新と、原料となる良質な繭の増産を支えた養蚕技術の革新の双方があいまって成し遂げられたものである。本資産は、製糸とこれを支える養蚕の技術革新の過程を示す構成要素を併せ持ち、生糸を生産する過程全体を今日に伝える顕著な見本となっている。</p>		

世界文化遺産名	明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業
所在地	福岡県北九州市・大牟田市・中間市 佐賀県佐賀市

	長崎県長崎市 熊本県荒尾市・宇城市 鹿児島県鹿児島市 山口県萩市 岩手県釜石市 静岡県伊豆の国市		
推薦年	平成 26 年	登録年	平成 27 年
評価基準	(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。 (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。		
構成資産	【萩の産業化初期の時代の遺跡群】 ^{はぎはんしゃろ えびすがはなぞうせんじよあと おおいたやま} 萩反射炉、恵美須ヶ鼻造船所跡、大板山たたら製鉄遺跡、 ^{はぎじょうかまち} 萩城下町、 ^{しょうかそんじゅく} 松下村塾 【集成館】 ^{きゅうしゅうせいゆん} 旧集成館、 ^{てらやますみがまあと} 寺山炭窯跡、 ^{せきよし そすいこう} 関吉の疎水溝 【葦山反射炉】 ^{いらやまはんしゃろ} 葦山反射炉 【橋野鉄鉦山】 ^{はしのてつこうざん こうろあと} 橋野鉄鉦山・高炉跡 【三重津海軍所跡】 ^{みえつかいぐんしよあと} 三重津海軍所跡 【長崎造船所】 ^{こすがしゅうせんじよあと みつびしながきぞうせんじよだいさんせんきよ} 小菅修船場跡、三菱長崎造船所第三船渠、同ジャイアント・カンチレバークレーン、同旧木型場、同占勝閣 【高島炭坑】 ^{たかしまんこう} 高島炭坑、 ^{はしまんこう} 端島炭坑 【旧グラバー住宅】旧グラバー住宅 【三池炭鉦・三池港】 ^{みいけたんこう みいけこう} 三池炭鉦・三池港 【三角西港】 ^{みすみにし きゅう こう} 三角西（旧）港 【官営八幡製鐵所】 ^{かんえいやわたせいてつしよ おんががわすいげんち} 官営八幡製鐵所、遠賀川水源地ポンプ室 ^{しつ}		
概要	<p>「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」は、19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、幕末から明治期の日本における重工業分野（製鉄・製鋼、造船、石炭産業）の急速な産業化の道程を、時間軸に沿って証言する一連の産業遺産（現役産業施設を含む。）により構成されている。</p> <p>これらの資産は、8 県 11 市に立地し地理的に分散しているが、群として全体で、「西洋の科学技術の伝播の波が伝統的な日本の文化と融合し、日本が極めて短い間に産業化を遂げたことは、技術の歴史等において、極めて類いまれなことである」等の顕著な普遍的価値を有していると言えることができる。</p>		

(注) 1 文化遺産オンライン（文化庁が運営する我が国の文化遺産についてのポータルサイト）の記述に基づき当省が作成した。ただし、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」については、文化遺産オンラインに掲載されていないため、「九州・山口の近代化産業遺産群」世界遺産登録推進協議会の資料を用いた。

2 「評価基準」欄の記載は、P17 の世界遺産条約履行のための作業指針における顕著な普遍的価値の評価基準による。

図表 1－(2)－② 世界遺産条約締結に係る国内立法措置（国会審議抜粋）

第 123 回国会 参議院外務委員会議事録第 10 号（平成 4 年 6 月 18 日）

○ 松前達郎議員

（前略）この条約を実施するに当たっての国内措置についてお伺いしたいのですが、それぞれの締約国が文化・自然遺産の認定ができる、また保護等についてもそれぞれ自主的にそういうものを決めていくということだと思ふのですね。これと国内法との関係なのですね。特に国内法にさわらなくてもいいのだということを確認最初の説明のときにお伺いしたわけですが、新たな立法措置は要らない、そういう結論に達したというふうなお話だったわけですね。

現在のこれに関連する国内法といえば、文化財保護法ですとかあるいは自然公園の法律ですとかあるいは自然環境保全の法律というのがあるわけです。この条約を実施するに当たってこの三つの法律、これでもって十分コントロールできるのかということですが、これらで万全が期せられるかどうか、これについてひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○ 小西正樹説明員（外務大臣官房審議官）

お答え申し上げます。

今、先生が御指摘のとおり、この条約におきましては、各締約国が条約第 1 条に定めております顕著な普遍的価値を有する文化遺産、自然遺産というものを、第 3 条で規定しておりますとおり、それぞれの国が認定してその保護、保存、整備、そしてそれを将来の世代へ伝えていくための措置をとることが規定されております。この義務は、まず締約国が第一義的に負うということが第 4 条に決められているところでございます。

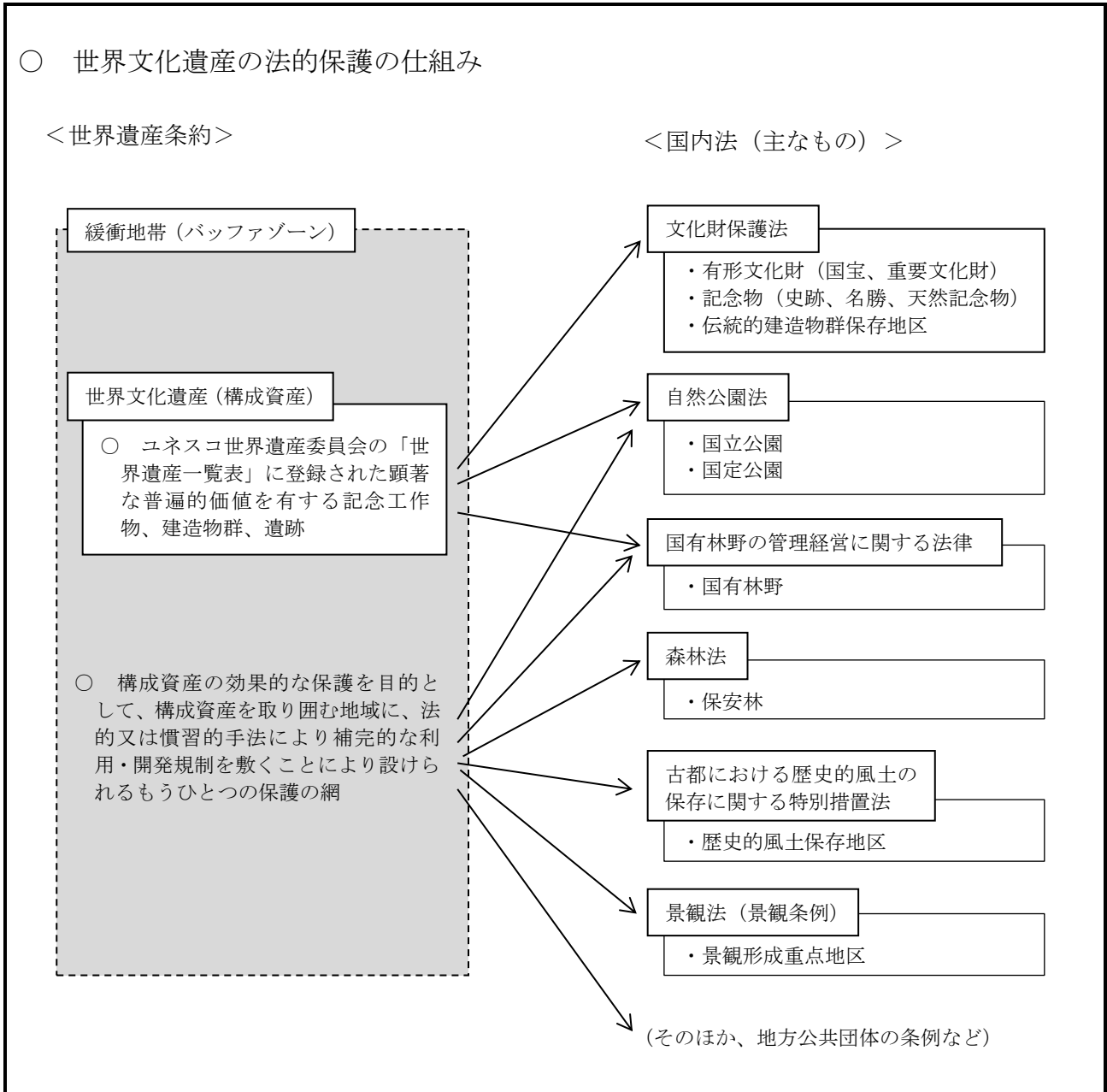
それで、我が国におきましては、この条約上の遺産に該当する可能性のあるものを含めまして一般に文化的及び自然のすぐれた価値を有する物件の保護、保全を目指した法律といたしましては、先生御指摘のとおり、文化財保護法、自然環境保全法、自然公園法、こういった関係の法令があるわけでございます。我が国がこの条約を締結いたしました場合には、我が国の認定する遺産はこれらの法令に基づき保護される体制にあるわけでございます。

これらの関係国内法令によって条約実施確保のための国内的な措置が万全であるのかという趣旨の御質問でございますけれども、文化財保護法は、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物、重要伝統的建造物群保全地区の指定または選定並びにこれらの物件に係る管理、現状変更の制限、修理または復旧及び指定物件の告示、公開等の措置について詳細に規定しております。また、自然環境保全法は、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域の指定及び公示並びにこれらの物件に係る保全のための規制または施設、行為の制限等の措置について規定しているわけでございます。さらに自然公園法は、国立公園、国定公園等の指定及び公示並びにこれら公園等の保護または利用のための規制または施設、行為の制限等の措置について規定しております。

この条約が締約国に求めております保存、保護、整備、活用、こういった措置につきましては、これらの関係国内法により十分に措置できるというのが私どもの関係省庁との検討の結果でございます。

（注）下線は当省が付した。

図表 1-(2)-③ 我が国における世界文化遺産の法的保護の概念図



(注) 当省の調査結果による。

図表 1－(2)－④ 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）（平成 27 年 5 月 22 日閣議決定）＜抜粋＞

第 2 文化芸術振興に関する重点施策

「第 1 社会を挙げての文化芸術振興」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

1 五つの重点戦略

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するため、以下の五つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略 1～2（略）

重点戦略 3：文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災・防犯対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。また、文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。

（略）

- ◆ 地方公共団体等と連携して、我が国の文化遺産のユネスコ世界文化遺産やユネスコ無形文化遺産への推薦・登録を積極的に推進していくとともに、登録後の文化遺産の適切な保存・活用・継承等に取り組む。

（以下略）

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－⑤ 文化財保護法の規定（管理、修理等に関する補助）＜抜粋＞

【重要文化財】

（管理又は修理の補助）

第 35 条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2・3 （略）

【史跡名勝天然記念物】

（所有者による管理及び復旧）

第 119 条 （略）

第 120 条 所有者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条、第 33 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項(同条第 2 項については、管理責任者がある場合を除く。)の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第 35 条及び第 47 条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第 56 条第 1 項の規定を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

【重要伝統的建造物群保存地区】

（管理等に関する補助）

第 146 条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

（注）下線は当省が付した。

図表 1－(2)－⑥ 世界文化遺産における文化財保存事業費補助金の交付実績

(単位：千円)

No.	世界文化遺産名	平成 25 年度	26 年度
1	法隆寺地域の仏教建造物	37,500	16,150
2	姫路城	304,739	319,173
3	古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	967,384	917,005
4	白川郷・五箇山の合掌造り集落	30,016	55,082
5	原爆ドーム	0	0
6	厳島神社	50,000	97,008
7	古都奈良の文化財	389,835	390,272
8	日光の社寺	842,846	832,222
9	琉球王国のグスク及び関連遺産群	150,134	170,001
10	紀伊山地の霊場と参詣道	70,046	112,238
11	石見銀山遺跡とその文化的景観	52,498	77,276
12	平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－	96,844	44,250
13	富士山－信仰の対象と芸術の源泉	156,457	63,720
14	富岡製糸場と絹産業遺産群	－(注3)	150,678
合 計		3,148,299	3,245,075
文化財保存事業費補助金交付総額		34,971,240	37,011,898

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 各世界文化遺産への交付実績は、世界文化遺産の構成資産となっている文化財（重要文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物及び重要伝統的建造物保存地区）の管理、修理等の事業に交付された文化財保存事業費補助金の合計である。

3 「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、平成 26 年度に世界文化遺産に登録されたため、25 年度は世界文化遺産への交付ではないと整理し、交付実績は記載していない。

4 「文化財保存事業費補助金交付総額」は、世界文化遺産に登録された文化財だけではなく、美術工芸品、埋蔵文化財、無形文化財などを含む全ての国指定文化財への当該補助金交付額の総額である。

5 本表の交付実績には、「文化遺産を活かした地域活性化事業」の交付額は含まない。

図表 1 - (2) - ⑦ 文化遺産を活かした地域活性化事業（平成 27 年度）の概要

区 分	内 容	
実 施 方 法	「世界遺産」に登録された地方公共団体、又は地域の文化遺産が所在する地方公共団体が、文化遺産を活用した地域活性化を推進する特色ある総合的な取組に関する実施計画を策定し、補助事業者が行う当該計画に盛り込まれた事業に対して補助を行う。	
補助事業の種類	世界文化遺産活性化事業	地域の文化遺産次世代継承事業
補 助 事 業 者	世界文化遺産の構成資産が所在する地方公共団体等によって構成される実行委員会等	地域の文化遺産の所有者、保護団体（保存会）等により構成される実行委員会等
補助対象メニュー	<p>① 世界文化遺産情報発信、人材育成事業</p> <p>i 世界文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の製作</p> <p>ii 世界文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成</p> <p>② 世界文化遺産普及啓発事業 世界文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③ 調査研究事業 世界文化遺産に関する調査研究事業</p>	<p>① 地域の文化遺産情報発信、人材育成事業</p> <p>i 地域の文化遺産に関する総合的な情報を発信するためのホームページ、映像、パンフレット等の製作</p> <p>ii 地域の文化遺産を総合的に紹介するボランティア、ヘリテージマネージャー等の人材育成</p> <p>② 地域の文化遺産普及啓発事業 地域の文化遺産の普及啓発のための事業（発表会、展覧会、ワークショップ、シンポジウム等）</p> <p>③ 地域の文化遺産継承事業</p> <p>i 人材育成（後継者の育成等）</p> <p>ii 地域の文化遺産の継承のために用いる用具の新調、修理</p> <p>iii 原材料の確保のための取組</p> <p>④ 地域の文化遺産記録作成、調査研究事業 地域の文化遺産の保存継承に関する記録作成又は調査研究</p> <p>⑤ その他 地域の文化遺産を活かした地域活性化に資すると認められる事業</p>
事業開始年度	平成 27 年度	平成 25 年度
採 択 事 業 数	平成 27 年度・・・20 件（12 遺産）	平成 27 年度・・・358 件（注 4） 26 年度・・・326 件（注 5） 25 年度・・・623 件（注 5 及び 6）
交 付 総 額	平成 27 年度・・・2 億 1,001 万円（注 2）	平成 27 年度・・・18 億 6,850 万円（注 2 及び 4） 26 年度・・・20 億 8,867 万円（注 5） 25 年度・・・23 億 6,104 万円（注 5 及び 6）

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 交付総額は、平成 27 年度については、予算額である。

3 平成 27 年度「文化遺産を活かした地域活性化事業」には、補助事業の種類については、表中の 2 つの事業のほか「歴史文化基本構想策定支援事業」が含まれるが省略している。

4 平成 27 年度から、世界文化遺産に対する補助は、「世界文化遺産活性化事業」により行うこととなったことから、採択事業数及び交付総額には、世界文化遺産に対する補助実績は含まない。

5 内数として世界文化遺産に対する補助実績が含まれる。

6 平成 25 年度まで補助事業メニューの一つであった「伝統文化親子体験教室事業」の実績も含まれる。

図表 1－(2)－⑧ 平成 26 年度「世界遺産一覧表記載資産保全状況報告書」記載要領<抜粋>

A. 報告様式（用紙、文字数、ページ数、フォント）
（略）

B. 報告項目及び各報告項目における留意点

報告項目は次の 1.～11. に示す 11 項目とし、報告は平成 27 年 3 月 1 日を基準日として行うこと。
1.～5.（略）

6. 資産に影響を与える要因

留意点：

別紙に示すような資産の保全に影響を与える要因がある場合には、その要因への対応（対応をまだ行っていない場合には方針や方向性）も含め、個別具体的に記述すること。

【記載例】

6. 資産に影響を与える要因

●●市▲▲地区（緩衝地帯）において、△△工業地帯の開発計画がある。●●市と対応について協議しており、●●●●する方向で調整している。

（以下略）

別紙

◆「保全状況報告書」6. 資産に影響を与える要因（第 2 期世界遺産委員会定期報告資料より抜粋）

	名称	例	
3.1	建造物と開発	比較的局所された地域における物理的「証拠」：観光施設、レクリエーション施設、現代的な工事など	
	3.1.1	住宅	都市の高層建築/都市の乱開発、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.2	商業開発	高層ビル群、大型ショッピングセンター、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.3	工業地帯	個別の工場、工業地域/団地、スカイラインの浸食/変更 など
	3.1.4	主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ	主な来訪者宿泊施設と関連するインフラ（ホテル、レストラン、ゴルフ場、スキー場など）、主な高級観光施設（展望台、ケーブルカーなど）
	3.1.5	普及と来訪を促す施設	来訪者への説明施設（ビジターセンター、ミュージアムなど）、標識、トレイルの整備、案内所、簡易なキャンプ場、係留具、マイカープイ
3.2	輸送インフラ	物理的「証拠」と使用による波及効果（来訪者の輸送インフラを含む）	
	3.2.1	地上輸送インフラ	道路、駐車場、鉄道（附属の建造物を含む）、輸送ターミナル
	3.2.2	空路輸送インフラ	空港、滑走路
	3.2.3	海路輸送インフラ	港と港湾施設
	3.2.4	輸送インフラの使用により生起する影響	道路における車両通行への影響、海上交通への影響、空路への影響
3.3	公共施設	ライフライン（ガス、電気、水道など）関連の開発とその他の必要なサービス	
	3.3.1	水インフラ	ダム、水門、タンク、ポンプ場、新システム/インフラの紹介
	3.3.2	再生可能エネルギー施設	サーマル、潮汐、太陽光、風力
	3.3.3	非再生可能エネルギー施設	原子力発電所、石炭火力発電所、石油/ガス施設
	3.3.4	地域のユーティリティ施設	焼却炉、携帯電話用電波塔、下水処理、マイクロ波/テレビ/ラジオ用電波塔
	3.3.5	主要な線形施設ユーティリティ施設	ライフラインとその施設、パイプラインその他、排水路
3.4	汚染	ゴミ、固形廃棄物など全ての種類の汚染（家庭もしくは商業活動からの汚染）	
	3.4.1	海洋汚染	海洋投棄、船底排水の流出、海洋汚染における固形ゴミ
	3.4.2	地下水汚染	油/化学物質の流出、工業排水、農業排水、家庭排水/ゴミ、酸性硫酸塩土壌、排水流出、鉱山/廃石、排水
	3.4.3	地表水汚染	酸性雨、鉱山/廃石、排水、農業排水
	3.4.4	大気汚染	過度な煙又は他の空気中の浮遊物、塵、化石燃料の使用による大気汚染物質等の排出の地理的影響
	3.4.5	固形廃棄物	鉱山廃石、ゴミくず、産業廃棄物、家庭ゴミ
	3.4.6	エネルギーの過剰投入	不適切な都市の照明、熱汚染などを含む生態系を乱す熱と光の投入

3.5	生物学的資源の利用と変更	野生動植物収集/収穫（林業、漁業、狩猟採集）と、栽培・養殖された種の収穫（造林、農業、養殖漁業）
3.5.1	海洋資源の漁獲/収集	トロール漁業、網漁、釣り、スポーツフィッシング、漁場の収集/収穫、手づかみ/突発的事項
3.5.2	養殖	海水、淡水養殖
3.5.3	土地転換	農業（作物と家畜）、農学、林業
3.5.4	牧畜/放牧	農場での、もしくは牧畜家による放牧
3.5.5	作物生産	深い耕作、植えた農業の拡大、伝統作物、伝統的なシステム、造園
3.5.6	商業用の野生植物の収集	製薬貿易、薬草、家畜飼料の収集、きのこ狩り、わらぶきなど
3.5.7	自給自足用の野生植物の収集	※生計のための個人的な狩猟、採集、収集を対象・経済的利用は対象外
3.5.8	商業用の狩猟	野生動物の肉貿易、案内のある狩猟ゲーム
3.5.9	生計用の狩猟	生計用の狩猟
3.5.10	林業/木材生産	伐木搬出、パルプ生産、植林による全ての作業、修復/再生、持続可能な木材伐採
3.6	物的資源の採取	
3.6.1	鉱山	
3.6.2	砕石	岩、砂、砂利
3.6.3	石油とガス	
3.6.4	水	
3.7	物理的構造に影響を与える現地状況	遺産の構造の悪化の過程を促進もしくは寄与する環境もしくは生物的要因（大気汚染 3.4.4、天気攪乱 3.10、観光活動 3.8.6）
3.7.1	風	浸食、振動
3.7.2	相対湿度	
3.7.3	気温	
3.7.4	放射線/光	
3.7.5	塵	
3.7.6	水	
3.7.7	害虫	
3.7.8	微生物	
3.8	遺産の社会的/文化的利用	遺産の構造の悪化過程に寄与する要因。特定の価値（儀式、宗教的価値）を強化する正の影響を与える活動がある一方で、価値を損ない、遺産の悪化につながりうる活用もある。
3.8.1	儀式的/精神的/宗教的及び共同活用	儀式的/精神的/宗教活用及び協会、祭式/儀礼
3.8.2	遺産の社会的価値づけ	価値の変化に伴う遺産という資源の新たな活用、遺産資源の現在の活用や追加、価値の相反、廃棄
3.8.3	現地の狩猟、採集、収集	
3.8.4	伝統的な生活の在り方や知識体系の変化	資産に関連する伝統的な知識や実践の喪失
3.8.5	アイデンティティ、社会的結びつき、地域住民及びコミュニティにおける変化	アイデンティティと社会的結びつきの変化、生計における変化、資産へのもしくは資産からの移住、地元住民とコミュニティにおける変化
3.8.6	観光/来訪者/レクリエーションの影響	不適切な説明や説明の不在、過度の来訪、資産の内部/外部における販売行為の増加、共同体支援の構築や持続可能な生活
3.9	その他の人間活動	（地域コミュニティへの影響は 3.8）
3.9.1	不法行為	生物学的資源の不法採取（密漁など）、場の不法占有、不法建築 など
3.9.2	遺産の意図的な破壊	芸術文化の破壊、落書き、政治的動機に基づく活動、放火
3.9.3	軍事演習	
3.9.4	紛争	
3.9.5	テロリズム	
3.9.6	市民争乱	
3.10	気候変動と天災	
3.10.1	暴風	竜巻、台風、強風、雹害、落雷、河川氾濫、高波
3.10.2	洪水	
3.10.3	干ばつ	
3.10.4	砂漠化	
3.10.5	海洋水の変化	
3.10.6	気温の変化	
3.10.7	その他の気候変動による影響	
3.11	生態学的あるいは地学的な突然の出来事（自然災害）	
3.11.1	火山の噴火	
3.11.2	地震	
3.11.3	津波	
3.11.4	雪崩/地滑り	
3.11.5	浸食とシルテーション/堆積	

	3. 11. 6	火災	変更された消火体制、消火活動の強い影響、落雷、たばこのポイ捨てなど生態的要因によらない失火
3. 12	侵略的/外来種又はその数が著しく増加した生物種		
	3. 12. 1	移植された生物種	魚類、不適切な作付け、病原体による枝枯病
	3. 12. 2	侵略的/外来の陸生生物種	雑草、野生動物、齧歯類、病原/寄生虫、微生物
	3. 12. 3	侵略的/外来の淡水生物種	雑草、魚類病原虫、病原/寄生虫、微生物
	3. 12. 4	侵略的/外来の海水生物種	雑草、魚類病原虫、病原/寄生虫、微生物
	3. 12. 5	その数が著しく増加した生物種	生物学的不均衡によって生態系に影響を与える自然発生種
	3. 12. 6	改変された遺伝子物質	
3. 13	管理上及び制度上の要因		
	3. 13. 1	影響の小さい研究/モニタリング活動	来訪者調査、水質調査、非抽出調査、現地調査
	3. 13. 2	影響の大きい研究/モニタリング活動	標本破壊調査、形成物又は生物種を持ち出す研究（採取など）
	3. 13. 3	管理活動	
3. 14	その他の要因		

(注) 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

図表 1－(2)－⑨ 包括的保存管理計画の例（富岡製糸場と絹産業遺産群）

富岡製糸場と絹産業遺産群「包括的保存管理計画」（平成 24 年 8 月策定）

（目次）

- 第 1 章 目的と経緯
 - 1 計画策定の目的
 - 2 計画策定の経緯
 - 3 計画の位置付け
 - 4 計画の構成

- 第 2 章 顕著な普遍的価値と構成資産
 - 1 顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)
 - 2 構成資産の範囲
 - 3 構成資産の所有者と管理団体
 - 4 構成資産相互の関連性
 - 5 資産の概要

- 第 3 章 資産の現状
 - 1 資産及び周辺環境全体に共通する現状と課題
 - 2 構成資産の状況

- 第 4 章 包括的保存管理計画全体の基本方針
 - 1 包括的保存管理の基本的な考え方
 - 2 基本方針

- 第 5 章 構成資産の保存管理
 - 1 構成資産共通の保存管理の方針
 - 2 構成資産の保存管理の方法

- 第 6 章 周辺環境を含めた一体的な保全（緩衝地帯）
 - 1 方向性
 - 2 緩衝地帯の設定方針
 - 3 保全の方法
 - 4 地域生活との調和（関連諸計画）

- 第 7 章 公開・活用の推進
 - 1 資産共通の基本方針
 - 2 具体的方策
 - 3 構成資産の整備活用への実施方針

- 第 8 章 保存管理体制の整備と運営
 - 1 資産共通の方針
 - 2 実施方法

- 第 9 章 経過観察（モニタリング）の実施
 - 1 資産共通の方針
 - 2 構成資産の実施方針

- 第 10 章 保存管理のためのアクションプラン
 - 1 策定の趣旨
 - 2 実施期間
 - 3 事業推進と進行管理

（注） 富岡製糸場と絹産業遺産群「包括的保存管理計画」に基づき当省が作成した。

図表 1-(2)-⑩ 管理計画（包括的保存管理計画）の策定状況

世界文化遺産名	所在市町村	登録年	管理計画 (包括的保存管理計画)
法隆寺地域の仏教建造物	奈良県斑鳩町	平成 5 年	—
姫路城	兵庫県姫路市	平成 5 年	—
古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）	京都府京都市 " 宇治市 滋賀県大津市	平成 6 年	—
白川郷・五箇山の合掌造り集落	岐阜県白川村 富山県南砺市	平成 7 年	○ 平成 22 年 12 月策定(白川村世界遺産マスタープラン) 平成 24 年 10 月策定(南砺市五箇山世界遺産マスタープラン)
原爆ドーム	広島県広島市	平成 8 年	—
厳島神社	広島県廿日市市	平成 8 年	—
古都奈良の文化財	奈良県奈良市	平成 10 年	○ 平成 27 年 3 月策定
日光の社寺	栃木県日光市	平成 11 年	—
琉球王国のグスク及び関連遺産群	沖縄県那覇市 " うるま市 " 南城市 " 今帰仁村 " 読谷村 " 北中城村 " 中城村	平成 12 年	○ 平成 25 年 3 月策定
紀伊山地の霊場と参詣道	三重県尾鷲市 " 熊野市 " 大紀町 " 紀北町 " 御浜町 " 紀宝町 奈良県五條市 " 吉野町 " 黒滝村 " 天川村 " 野迫川村 " 十津川村 " 下北山村 " 上北山村 " 川上村 和歌山県新宮市 " 田辺市 " かつらぎ町 " 九度山町 " 高野町 " 白浜町 " すさみ町 " 那智勝浦町	平成 16 年	○
石見銀山遺跡とその文化的景観	島根県大田市	平成 19 年	○
平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—	岩手県平泉町	平成 23 年	○
富士山—信仰の対象と芸術の源泉	山梨県富士吉田市 " 身延町 " 鳴沢村 " 富士河口湖町 " 山中湖村 " 忍野村 静岡県静岡市 " 富士宮市 " 富士市 " 裾野市 " 御殿場市 " 小山町	平成 25 年	○
富岡製糸場と絹産業遺産群	群馬県富岡市 " 伊勢崎市 " 藤岡市 " 下仁田町	平成 26 年	○

(注) 1 文化庁の資料に基づき当省が作成した。

2 「紀伊山地の霊場と参詣道」以前の世界文化遺産については、包括的保存管理計画の策定は義務付けられていない。

図表 1－(2)－① 世界文化遺産の管理体制

世界文化遺産名	構成資産	構成資産の所有者等	関係地方公共団体等による協議会等
法隆寺地域の仏教建造物	法隆寺	法隆寺	—
	法起寺	法起寺	
姫路城	姫路城	姫路市	—
古都京都の文化財(京都市、宇治市、大津市)	賀茂別雷神社(上賀茂神社)	賀茂別雷神社	—
	賀茂御祖神社(下鴨神社)	賀茂御祖神社	
	教王護国寺(東寺)	教王護国寺	
	清水寺	清水寺、地主神社	
	延暦寺	延暦寺	
	醍醐寺	醍醐寺、農林水産省、京都市、個人	
	仁和寺	仁和寺	
	平等院	平等院	
	宇治上神社	宇治上神社	
	高山寺	梅尾山高山寺	
	西芳寺(苔寺)	西芳寺	
	天龍寺	天龍寺	
	鹿苑寺(金閣寺)	鹿苑寺	
	慈照寺(銀閣寺)	慈照寺	
	龍安寺	龍安寺	
本願寺	本願寺		
二条城	京都市		
白川郷・五箇山の合掌造り集落	荻町地区	個人、法人、白川村	○ 世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」関係県市村文化財担当課連絡会議 【構成員】 岐阜県教育委員会社会教育文化課 白川村教育委員会 富山県教育委員会生涯学習・文化財室 南砺市教育委員会教育部文化・世界遺産課 ※ 岐阜県及び富山県に所在する構成資産内での活動状況や課題などについて、一つの世界文化遺産として情報を共有することを目的に、2県1市1村による連絡会議を開催(設置要綱等はなし)。
	相倉地区	個人、法人、南砺市	
	菅沼地区	個人、法人、南砺市	
原爆ドーム	原爆ドーム	広島市	—
厳島神社	厳島神社の建造物群、前面の海及び背後の森林	厳島神社、広島県	—
古都奈良の文化財	東大寺	東大寺、手向山八幡宮、奈良県、宮内庁	—
	興福寺	興福寺、奈良県	
	春日大社	春日大社	
	春日山原始林	奈良県	
	元興寺	元興寺	
	薬師寺	薬師寺	
	唐招提寺	唐招提寺	
平城宮跡	文化庁、国土交通省、奈良県		
日光の社寺	二荒山神社	二荒山神社、日光市	○ 「史跡 日光山内」保存・活用協議会 【構成員】 委員長：日光市長 副委員長：日光市文化財保護審議委員会会長(委員互選) 委員：日光市教育長 大学教授(2名) 日光東照宮宮司 日光山輪王寺門跡 日光二荒山神社宮司 日光地区文化財専門調査委員 助言者：文化庁記念物課調査官 環境省日光自然環境事務所長 栃木県教育委員会文化財課長
	東照宮	東照宮、日光市	
	輪王寺	輪王寺、日光市	
	(所有権未決定のもの)	公益財団法人日光社寺文化財保存会	

			(所掌事項) (1) 保存管理計画の課題の検討に関すること (2) 史跡の整備活用計画の策定に関すること (3) 史跡の整備事業に係る連絡調整に関すること (4) その他、史跡の保存活用のために必要なこと
琉球王国のグスク及び関連遺産群	今帰仁城跡	今帰仁村	○ 沖縄県世界文化遺産保存活用推進協議会 【構成員】 会 長：沖縄県知事 副会長：沖縄県教育委員会教育長 委 員：内閣府沖縄総合事務局事務次長 今帰仁村長 読谷村長 うるま市長 北中城村長 中城村長 那覇市長 南城市長 沖縄県文化観光スポーツ部長 沖縄県土木建築部長 (協議事項) (1) 世界文化遺産の保存並びに活用に関する総合調整 (2) 世界文化遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整 (3) 世界文化遺産の定期的かつ体系的な経過観察 (モニタリング) 等
	座喜味城跡	読谷村	
	勝連城跡	うるま市	
	中城城跡	中城城跡共同管理協議会	
	首里城跡	沖縄県、内閣府沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所首里出張所、独立行政法人都市再生機構九州公園事務所	
	園比屋武御嶽石門	那覇市	
	玉陵	那覇市、沖縄県	
	識名園	那覇市	
	斎場御嶽	南城市	
紀伊山地の霊場と参詣道	吉野山	奈良県	○ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」三県協議会 【構成員】 会 長：和歌山県知事 副会長：三重県知事、奈良県知事 委 員：和歌山県教育委員会教育長 三重県教育委員会教育長 奈良県教育委員会教育長 和歌山県商工観光労働部長 三重県地域連携部南部地域活性化局長 奈良県地域振興部長 各県2名の市町村代表者 新宮市長 高野町長 熊野市長 紀北町教育長 吉野町長 十津川村長 監 事：三重県教育委員会次長 奈良県教育委員会次長 (所掌事務) (1) 保存管理計画の遂行 (2) 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第29条に規定する報告書の作成 (3) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の活用 (4) 「紀伊山地の霊場と参詣道」の普及啓発 等
	吉野水分神社	吉野水分神社	
	金峯神社	金峯神社	
	金峯山寺	金峯山寺	
	吉水神社	吉水神社	
	大峰山寺	大峰山寺	
	熊野本宮大社	熊野本宮大社、田辺市	
	熊野速玉大社	熊野速玉大社、林野庁、新宮市	
	熊野那智大社	熊野那智大社	
	青岸渡寺	青岸渡寺	
	那智大滝	熊野那智大社	
	那智原始林	熊野那智大社	
	補陀洛山寺	青岸渡寺、熊野三所大神社	
	丹生都比売神社	丹生都比売神社、かつらぎ町	
	金剛峯寺	金剛峯寺、金剛三昧院	
	慈尊院	慈尊院	
	丹生官省符神社	丹生官省符神社	
	大峯奥駈道	[奈良県内] 吉野町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、玉置神社 [和歌山県内] 田辺市、新宮市	
	熊野参詣道	[三重県内] 三重県、大紀町、紀北町、尾鷲市、熊野市、御浜町、花窟神社、個人 [奈良県内] 野迫川村、十津川村 [和歌山県内] 新宮市、林野庁、個人、財団法人、国交省(熊野川新宮市部分)、高野町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、田辺市 [和歌山県内] かつらぎ町、九度山町、高野町	
	高野山町石道	[和歌山県内] かつらぎ町、九度山町、高野町	

石見銀山遺跡とその文化的景観	銀山柵内	大田市	○ 石見銀山遺跡保存管理委員会 【構成員】 委員長：島根県教育庁教育次長 委員：島根県地域振興部次長 島根県環境生活部次長 島根県農林水産部次長 島根県商工労働部次長 島根県土木部次長 大田市総務部長 大田市産業振興部長 大田市建設部長 大田市上下水道部長 大田市教育委員会事務局教育部長 (所掌事務) (1) 石見銀山遺跡の保存管理に関連する諸事業の総合調整 (2) 「石見銀山遺跡とその文化的景観」に関する包括的保存管理計画の進行管理 (3) 石見銀山遺跡の定期的かつ体系的な経過観察(モニタリング) 等
	代官所跡	大田市	
	矢滝城跡	大田市	
	矢筈城跡	大田市	
	石見城跡	大田市	
	大森・銀山	個人	
	宮ノ前	大田市	
	熊谷家住宅	大田市	
	羅漢寺五百羅漢	羅漢寺、大田市	
	石見銀山街道輛ヶ浦道	大田市	
	石見銀山街道温泉津・沖泊道	大田市	
	輛ヶ浦	大田市	
	沖泊	大田市	
温泉津	個人		
平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群一	中尊寺	中尊寺、平泉町	○ 岩手県世界遺産保存活用推進協議会 【構成員】 会長：岩手県教育委員会教育長 副会長：岩手県南広域振興局長 委員：国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所長 一関市長 奥州市長 平泉町長 一戸町長 岩手県商工会議所連合会専務理事 公益財団法人岩手県観光協会専務理事 岩手県政策地域部長 岩手県商工労働観光部長 岩手県農林水産部長 岩手県県土整備部長 岩手県北広域振興局長 (協議事項) (1) 世界遺産の保存並びに活用に関する総合調整 (2) 世界遺産に関する関連施策の検討及び連絡調整 (3) 世界遺産の保存並びに活用の推進
	毛越寺	毛越寺、平泉町	
	観自在王院跡	平泉町	
	無量光院跡	平泉町	
	金鶏山	平泉町	
富士山一信仰の対象と芸術の源泉	富士山城		○ 富士山世界文化遺産協議会 【構成員】 会長、副会長：山梨県知事及び静岡県知事の互選 委員：山梨県教育委員会教育長 静岡県教育委員会教育長 富士吉田市長・富士吉田市教育委員会教育長 身延町長・身延町教育委員会教育長 西桂町長・西桂町教育委員会教育長 忍野村長・忍野村教育委員会教育長 山中湖村長・山中湖村教育委員会教育長 鳴沢村長・鳴沢村教育委員会教育長 富士河口湖町長・富士河口湖町教育委員会教育長 富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長 鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合長 静岡市長 沼津市長・沼津市教育委員会教育長 三島市長・三島市教育委員会教育長 富士宮市長・富士宮市教育委員会教育長 富士市長・富士市教育委員会教育長 御殿場市長・御殿場市教育委員会教育長 裾野市長・裾野市教育委員会教育長 清水町長・清水町教育委員会教育長 長泉町長・長泉町教育委員会教育長 小山町長・小山町教育委員会教育長 環境省関東環境事務所長 林野庁関東森林管理局長 国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長 監事：山梨県出納局長 静岡県出納局長
	山頂の信仰遺跡群	富士山本宮浅間大社、環境省、気象庁	
	大宮・村山口登山道(現在の富士宮口登山道)	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	須山口登山道(現在の御殿場口登山道)	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	須走口登山道	富士山本宮浅間大社、財務省、林野庁	
	吉田口登山道	富士山本宮浅間大社、富士御室浅間神社、北口本宮富士浅間神社、宗教団体、企業、個人、財務省、林野庁、山梨県、富士吉田市、富士河口湖町	
	北口本宮富士浅間神社	北口本宮富士浅間神社、山梨県	
	西湖	富士河口湖町	
	精進湖	富士河口湖町	
	本栖湖	山梨県	
	富士山本宮浅間大社	富士山本宮浅間大社、富士宮市	
	山宮浅間神社	山宮浅間神社、富士宮市	
	村山浅間神社	村山浅間神社、大日堂、富士宮市	
須山浅間神社	須山浅間神社、裾野市		

	富士浅間神社(須走浅間神社)	富士浅間神社、小山町	【オブザーバー】 文化庁、環境省、林野庁、国土交通省、防衛省 (所掌事務) (1) 資産の保存管理及び整備活用に関する事項 (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項 (3) 世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事項
	河口浅間神社	河口浅間神社、山梨県	
	富士御室浅間神社	富士御室浅間神社、山梨県	
	御師住宅(旧外川家住宅)	富士吉田市	
	御師住宅(小佐野家住宅)	個人	
	山中湖	山中湖村	
	河口湖	富士河口湖町	
	忍野八海(出口池)	山梨県	
	忍野八海(お釜池)	山梨県	
	忍野八海(底抜池)	山梨県	
	忍野八海(銚子池)	山梨県	
	忍野八海(湧池)	山梨県	
	忍野八海(濁池)	山梨県	
	忍野八海(鏡池)	山梨県	
	忍野八海(菖蒲池)	山梨県	
	船津胎内樹型	富士河口湖町	
	吉田胎内樹型	富士吉田市	
	人穴富士講遺跡	人穴浅間神社、富士宮市	
	白糸ノ滝	富士宮市	
	三保松原	静岡市	
富岡製糸場と絹産業遺産群	富岡製糸場	富岡市	○ 群馬県世界遺産協議会 【構成員】 群馬県企画部企画部長 群馬県企画部世界遺産課長 群馬県環境森林部森林保全課長 群馬県県土整備部都市計画課長 群馬県教育委員会文化財保護課長 群馬県伊勢崎行政県税事務所長 群馬県多野藤岡振興局藤岡行政県税事務所長 群馬県甘楽富岡振興局富岡行政県税事務所長 富岡市企画財政部企画政策課長 富岡市世界遺産まちづくり部まちづくり課長 富岡市世界遺産まちづくり部富岡製糸場課長 富岡市都市建設部都市計画課長 富岡市教育委員会文化財保護課長 伊勢崎市企画部企画調整課長 伊勢崎市都市計画部都市計画課長 伊勢崎市教育委員会文化財保護課長 藤岡市企画部企画課長 藤岡市都市計画部都市計画課長 藤岡市教育委員会文化財保護課長 下仁田町地域創生課長 下仁田町産業観光課長 下仁田町教育委員会教育課長 【オブザーバー】 埼玉県 都市整備部田園都市づくり課長 本庄市 企画財政部企画課長 (所掌事項) (1) 包括的保存管理計画の策定、実績に応じた計画修正 (2) 包括的保存管理計画の事業の進行管理 (3) 各資産の保存管理に係る情報共有・調整等
	田島弥平旧宅	個人、伊勢崎市	
	高山社跡	藤岡市	
	荒船風穴	下仁田町	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「一」は、協議会等を未設置。

図表 1－(2)－⑫ 世界遺産関係都道府県主管課長会議設置要綱（平成 11 年 4 月 1 日制定）〈抜粋〉

（趣 旨）

第 1 条 人類共通の貴重な遺産である世界遺産の所在する関係都道府県において、その保存・継承及び活用を図っていくうえで生じた様々な問題について、関係都道府県共通の認識として取り組んでいくための協議・解決の場とするため、「世界遺産関係都道府県主管課長会議」（以下「会議」という。）を設置し、参加都道府県が事業の共催等を通して相互の交流及び連携を円滑に進め、効果的な事業展開を図ることにより、世界遺産の保護・継承に寄与する。

（会議参加都道府県）

第 2 条 会議に参加するのは、原則として、世界遺産の所在する次の各都道府県（以下「関係都道府県」という。）とする。ただし、必要と認められる場合その他の府県又は市町村の参加も認められることとする。

北海道 青森県 岩手県 秋田県 栃木県 東京都 富山県 山梨県 岐阜県 静岡県
三重県 滋賀県 京都府 兵庫県 奈良県 和歌山県 島根県 広島県 鹿児島県 沖縄県

2 前項ただし書きの規定による、その他の府県又は市町村の参加については、関係都道府県の協議によりこれを定めるものとする。

（その他参加者）

第 3 条 会議を効果的に実施するため、関係機関及び団体からオブザーバー参加を求めることができる。

（会議の開催）

第 4 条 会議は年 1 回開催する。会場及び事務局は持ち回りとする。

（会議の議題）

第 5 条 会議は、次の議題について協議する。

- (1) 世界遺産保存・活用に際しての諸問題について
- (2) その他

（事業等の共催）

第 6 条 関係都道府県は、各都道府県が実施する様々な活動事業について可能な限り連携を図り、効果的な事業展開を図る。

（以下略）

（注） 第 2 条の会議参加都道府県は、平成 26 年 7 月現在のものである。

図表 1－(2)－⑬ 「世界文化遺産」地域連携会議規約（平成 23 年 6 月 7 日制定） <抜粋>

第 1 条（名称）

本会は、「世界文化遺産」地域連携会議（以下「会」という）と称する。

第 2 条（目的）

会は、日本国内の「世界文化遺産」に関係する市町村とそれに関連する専門家や市民リーダーが連携し、相互の親睦を深めるとともに、文化財の永続的な保全やそれを前提とした観光と地域づくりのあり方、各種の共同事業実現などについて、積極的な情報交換をおこなうことをその目的とする。

第 3 条（構成）

- 1 会は世界文化遺産を有する日本の市町村長、世界文化遺産・地域づくり・観光・地域連携などにかかわる専門家、地域リーダー、情報・観光関係者、行政スタッフなど、200 名以内により構成する（以下略）
- 2 新たに世界文化遺産に指定された地域を新メンバーとして迎え入れる。
- 3・4 （略）
- 5 国の関係者、世界自然遺産、無形の世界文化遺産、世界文化遺産暫定リストに登録された地域は、メンバーに準ずる立場として会議に参画することができる。

第 4 条（役員・委員等）

（略）

第 5 条（総会）

会メンバーを対象とした定期総会を年 1 度開催し、事業・決算に関する報告や会の運営に関する意見交換などをおこなう。

第 6 条（市町村長会）

国への要望活動等を実施する機関として、市町村長会を設ける。

（以下略）